

静岡県教育委員会

議事録

令和元年度 第12回定例
11月6日（水）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

令和元年 11 月 6 日に教育委員会第 12 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|------|-------------------|-----------|-----------|
| 1 | 開催日時 | 令和元年 11 月 6 日 (水) | 開会 | 13 時 30 分 |
| | | | 閉会 | 14 時 20 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 | 木 苗 直 秀 | |
| | | 委 員 | 木 渡 邊 靖 乃 | |
| | | 委 員 | 藤 井 明 宏 | |
| | | 委 員 | 伊 東 幸 宏 | |

事務局 (説明員)	鈴 木 一 吉	教育部長
	松 井 和 子	教育監
	長 澤 由 哉	理事 (総括担当)
	木 野 雅 弘	参事兼財務課長
	中 山 雄 二	教育政策課長
	中 川 好 広	福利課長
	宮 崎 文 秀	義務教育課長
	赤 堀 健 之	高校教育課長
	伊 賀 匡 作	特別支援教育課長
	山 下 英 作	社会教育課長
	名 雪 元	健康体育課長
	西 山 義 則	静岡教育事務所長
	市 川 克 明	静岡西教育事務所長
	三 科 守	中央図書館長
	塩 崎 克 幸	総合教育センター所長
	大 石 正 佳	教育総務課参事
	山 本 芳 弘	教育総務課長代理

4 その他

- (1) 第 27、28 号議案は原案通り可決された。
- (2) 報告事項 1、2 は、了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、藤井委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 28 号議案は、人事案件のため、非公開としたいが、異議はあるか。
全 委 員： 異議なし。
教 育 長： それでは第 28 号議案は非公開とする。公開案件から審議する。

第 27 号議案 令和 2 年度県立高等学校生徒募集計画県立高等学校学則の一部を改正する規則

教 育 長： 第 27 号議案「令和 2 年度県立高等学校生徒募集計画県立高等学校学則の一部を改正する規則」について、赤堀高校教育課長より説明願う。

高校教育課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 1 年ほど前の定例会で、県立と私立の 3 分の 1、3 分の 2 という申し合わせをすること自体を見直すべきだという議論をしたと記憶しているが、その点に関して全く説明がなかったが、どのような状況か。

高校教育課長： 現在の基準は、県は全体の卒業生の 3 分の 2 を募集しているが、私立学校については、募集の上限を設けず、学則の定員に基づいて募集をしているという状況である。今後については、私学の無償化が始まる状況等も踏まえて、その辺りの影響等も見極めながら、現在の取り決めの見直しについても行っていく必要があると思う。

藤 井 委 員： 今の説明のとおりであれば、過去 1 年間変革に関して議論はしていないという認識で良いか。

高校教育課長： 無償化等の影響を踏まえ、今後の動きがまだ未定なところもあるため、私学協会とも話し合い、現状そこまではしないという話になったところである。

藤 井 委 員： 問題は、申し合わせをすること自体が如何なものかという点が本質的なところであって、3 分の 1 が適正かどうかということではない。この点について議論を重ねて、あるべき姿を追求する姿勢が必要である。現状が駄目だと言っているわけではなく、見直しをした方が良いということである。

伊 東 委 員： 見直すという点では、無償化は良い機会であると思う。

藤 井 委 員： もう 1 点、学級数が減ったという説明はあったが、増えたという所はないのか。

高校教育課長： 増えたところはない。

藤 井 委 員： そこで疑問に思うのは、時代の新たなニーズや人材育成の目標をベースに、戦略的に学級数を増やして特色ある教育をしていこうといったよ

うな意気込みや考え方は、一切浮き彫りにならない。減ることだけがベースとなってしまっている。

高校教育課長： 藤井委員の御指摘のとおり、残念ながら、減らすところを最小限にするといった調整に終始しているというのが現状である。ただ、それぞれの学校においては、校長先生たちが工夫をして、特色化を図ったりといった工夫はしている。

藤井委員： 新たなニーズというのは、時代の変遷とともにどんどん出てきている。そういう点を踏まえて、静岡県から輩出する技能に長けた人材を、如何に戦略的に育てていくかといった観点を、もっとしっかり打ち出していくべきである。世の中の変化に対して、教育の実態が全く追いついていないということがここに示されてしまっているように感じる。

教育部長： 以前、部局長方針書の説明をさせていただいた際にもお話をさせていただいたが、高校改革に手を付けたいと考えており、その中でコアスクールやトンガッタ学校であったり、新しい学科であったり、特に普通科の改革を考えている。募集計画にそれが反映されるまでは、まだ時間がかかるところもあり、教育委員会定例会で御意見をいただいた裁量枠の見直しも含めて、高校の改革に取り掛からなければいけないと思っている。来年度は、そのために足りない予算と人的措置を要求して、全体的な見直しをかけていく。その中で、公私の申し合わせについても検討されていくことになると思う。知事戦略会議の中でも、スケジュールをしっかりと示すように指示がでている。

藤井委員： 承知した。そのようにお願いしたい。

伊東委員： 学級数については、何年先までシミュレーションしたものか。

高校教育課長： 10年先まではシミュレーションしており、生徒数は3万人ほど減る見込みである。

藤井委員： もう1点、募集する際に外国人枠のようなものはなかったか。

高校教育課指導監： 外国人生徒選抜は9校で実施している。

藤井委員： 外国人の高校生になる人たちは、様々な意味で幅があると思う。そのような中で、潜在性のある人達をしっかりと受け入れていくことが必要であると思う。たくさん受け入れていくことで、日本人も多様性のある環境の中で育つことができる点もメリットであると思う。

伊東委員： 学級数の減等についても、シミュレーションはしっかりと行って、取り返しのつかない事態にならないよう、どこまでに今後の方針を決めるのかということをお早めに決めなければならない。

教育部長： 各委員からいただいたとおり、しっかりとシミュレーションをして対応をしていく。他に質疑等はあるか。

藤井委員： 少し脱線となってしまうが、現在の法制度等で、国立高専のような5年生の高校を、県立で作ることはできないか。

高校教育課長： できなくはないと思う。

藤井委員： 質問の意図としては、高校3年、短大2年というのは中途半端だと感じており、一方で沼津高専のような5年制の教育で、特に理工系の人材

をしっかりと育てていくというのは、ニーズの観点から見ても必要なことであり、ニーズに応える新たな形態の学校が出てきて良いと思う。

高校教育課指導第2班長： 高等専門学校は大学の括りとなるため、教育委員会の範疇ではなくなってしまう。

藤井委員： 教育委員会がやってはならないということか。

高校教育課指導第2班長： 地教行法でそのように決まっている。

藤井委員： 県ではやってはならないということか。

高校教育課長： 知事部局の話となるが、県立の高等専門学校もある。

藤井委員： 知事部局との協力でできるのであれば、検討しても良いのではないかと思う。そういった学校を志す生徒達であれば、意欲も高く、単に大学に入って4年を過ごすよりも学習に意欲的に取り組むのではないかと思う。

教育長： 他に質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

教育長： 第27号議案は原案どおり可決する。

報告事項1 静岡県立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針

教育長： 報告事項1「静岡県立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」について、山本教育総務課課長代理より報告願う。

教育総務課課長代理： <報告事項についての説明>

教育長： 質疑等はあるか。

藤井委員： 前回からの変更点については承知した。ただ、重要なのは書面上で変更することだけではなく、事務局や学校現場にいる教職員の全員が、どうしてこのような変更があったのかということを理解し、体に染みつけていただく必要がある。現場に周知する際は、変更後の方針だけではなく、変更前の方針からどうしてこのような変更になったのかという点も含めて周知してほしい。

教育総務課課長代理： 承知した。学校現場にも丁寧に説明をして周知していきたい。

藤井委員： ぜひお願いしたい。

渡邊委員： 内容については、十分に理解できるものであるが、やはり、学校現場や保護者、周辺の地域の方々に伝わっていないということを感じる。6時から留守番電話を導入する等、様々な工夫をしていると思うが、本来は終業時間とともに、留守番電話となっても良いと思う。こういった取組をしているということ、保護者や地域の方々にも周知、理解をしていただく必要がある。

教育総務課課長代理： その辺りも丁寧に伝えていく。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項1を了承する。

報告事項2 令和2年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び令和2年度静岡県立特別支援学校(視覚障害)高等部専攻科入学者選考に関する要領及び要項

教 育 長： 報告事項2「令和2年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び令和2年度静岡県立特別支援学校(視覚障害)高等部専攻科入学者選考に関する要領及び要項」について、伊賀特別支援教育課長より報告願う。

特別支援教育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 出願書の記載事項の中に性別の欄があるが、現在は性別を記入させること自体が問題であるという観点が世の中に出始めているので、すぐにとということではないが、性別の記入については、今後要検討となると思う。

特別支援教育課長： 特別支援学校においては、着替えの指導等もあるため、性別の情報も必要となる。

藤 井 委 員： 入学願書の時点では不要ではないかと思うが。

特別支援教育課長： 学級編成や教員の配置等も必要になる。

藤 井 委 員： 合格者に対して確認すれば良い問題であって、入学願書そのものに書かせるかどうかは別の問題であると思う。

特別支援教育課長： 1点訂正をしたい。入学願書には性別の記入は要さない。藤井委員御指摘の資料については、学校側で作成する調査書である。

藤 井 委 員： 内申書のようなものか。

特別支援教育課長： そうである。

藤 井 委 員： 7ページの資料には確かに性別を記入する項目がないが、こちらが願書ということか。

特別支援教育課長： そうである。

藤 井 委 員： 承知した。

渡 邊 委 員： 特別支援学校となると、幼いころから様々な履歴を持った子どもたちが入学してくると思うが、切れ目のない支援という点において、ここにある様式以外の手帳のようなものは存在するか。

特別支援教育課長： 障害者手帳はもちろんあるが、それ以外にも、出身学校とのやり取りなどは、各学校において対応している。

渡 邊 委 員： 承知した。既に取り組まれているとは思うが、丁寧な対応をお願いしたい。

藤井委員：もう1点。災害時の対応について、南海トラフのみが記載されているが、これは何故か。

特別支援教育課長：南海トラフに限らず地震の対応については、当日対応を掲示する。

藤井委員：質問の意図としては、なぜ南海トラフに限るのかということである。例えば大雨といった別の自然災害も考えられると思うが。

特別支援教育課長：その点については、もう一度精査したい。

教育長：他に質疑等はあるか。

全委員：（特になし）

教育長：報告事項2を了承する。

（会議の非公開）

教育長：会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

<非>第28号議案 令和2年度教職員人事異動方針

教育長：第28号議案「令和2年度教職員人事異動方針」について、山本教育総務課課長代理より説明願う。

教育総務課課長代理：<議案についての説明>

教育長：質疑等はあるか。

藤井委員：御説明いただいた民間派遣等の内容は、今年度から対応していくのか。良いことはすぐ取り組むべきであると思う。

教育部長：知事部局とは既に話をしている。受け入れ先を見つける必要があるが、現在取り掛かっている所である。

藤井委員：承知した。県内企業に限る必要もないと思うので、積極的に取り組んでほしい。

教育長：他に質疑等はあるか。

全委員：（特になし）

教育長：本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員：（異議なし）

教育長：第28号議案は原案どおり可決する。

教育長：以上で、本定例会の議事はすべて終了した。これをもって、令和元年度第12回教育委員会定例会を閉会とする。